

# 第503回

## 広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和7年8月18日)

## 第503回広島海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時及び場所

日 時 令和7年8月18日（月）12時55分～14時08分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室（広島市中区基町10-52）

### 2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和7年8月4日（月）

招 集 者 会長 北田 國一

### 3 出席者

委員（14人） 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、樋口元武、  
下前清弘、林建志、長船幹成、竹本広司、川下求、野田秀明、  
富山毅、松下博紀

県（5人）	農林水産局水産課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	西部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之
	西部農林水産事務所呉農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸

事務局（4人） 住吉次長、太田主任、中林主任、房尾技師

### 4 傍聴人(利害関係者等)

なし

### 5 議題及び報告結果

#### (1) 付議事項

第11号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について

（結果）原案のとおり承認した。

第12号議案 漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について

（結果）原案のとおり承認した。

第13号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について

（結果）原案のとおり承認した。

第14号議案 まきえ釣の委員会指示について

(結果) 原案のとおり承認した。

(2) 報告事項

山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について

6 議事の経過

12時55分、事務局の住吉次長から第503回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員定数15名に対し14名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に樋口委員と下前委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第11号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について】

議長 はじめに、「第11号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

住吉次長 (議案内容により、第11号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

房尾技師 (なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について、資料1により、説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

松下委員 公示というのは、どのように行うのでしょうか。

房尾技師 県報に掲載します。広島県のホームページにも掲載されます。

濱松委員 素人が、あさりか何かを取る際に、県から許可をもらっていると言っているが、県はどのような形で許可を出しているのでしょうか。

三浦主査 基本的に遊漁者に許可を出すことはありませんので、保安部等に通報していただいて、確認すれば分かることだと思いますが、まず出すことはありません。

濱松委員 やはり罪になることなので、我々も反故にしたいのだが、そういう言い方をするので、県がそれなりに許可を出したのかなとか、なまこだけでなく、わかめなどもそうです。県へ言っている、許可をもらっているというような言い方をするので、一見の許可の出し方をしているのかと思って質問しました。

三浦主査 わかめ等につきましては、漁業権がないところで取ることについては問題ないですとか、そういったお問い合わせはいただくことがありますが、なまこは、そもそも遊漁者の方が取ることは一切できませんので、なまこについて許可を出すことはないです。

濱松委員 では、一切(許可を)出していないということでしょうか。

三浦主査 はい。特別採捕や試験研究でなければ許可を出すことはないです。

議 長 他にはありませんか。

下前委員 濱松さんの話と少し近いですが、なまこは特定水産物ですね。罰金が最高3,000万と記載がありますが、3,000万というのは悪質な場合だと思いますが、遊漁者が知らずにとって3,000万円の罰金となった事例があれば教えてください。

三浦主査 正確な資料が今、手元にはありませんが、遊漁者の方がなまこを獲って罰金になった事例はあります。ありますが、いきなり3,000万というのはなくて、初犯だとか情状を見て金額が決まりますので、10万とかそういった程度の額だったと思います。悪質な場合は最高3,000万の可能性があるということです。

濱松委員 なまこの場合ではありませんが、栈橋の上から釣っている人を検挙して、30万くらい払ったということを知ったことがあります。どうしてそういうことになったのか聞くと、竿で釣る際に、栈橋とはいっても明るいところでは出来ず、明るいところでないと手元が見えないため、自分がヘッドライトをつけて釣る準備をしていたところ、そこへ保安庁が来て、集魚灯をつけているということで、検挙されたということがあったようです。もう夜は絶対に釣りに行きませんよと言っていました。

竹本委員 集魚灯だったらそうでしょうけど。

濱松委員 それがヘッドライトだったと言っていた。

竹本委員 ちょっとどういう状況か分かりませんが。

濱松委員 そういったお金を払いたくないから、組合員にしてくれという話がありましたが、そんなことはできないと断りました。

議 長 他にありませんか。なければ、採決に移ります。それでは、第11号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示については、原案のとおりで承認するという事よろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第11号議案は、原案のとおり承認する旨を答申します。

#### 【第12号議案 漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について】

議 長 続いて「第12号議案 漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

住吉次長 (議案内容により、第12号議の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

房尾技師 (漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について、資料2により、説明した。)

三浦主査 (漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について、これまでの経緯について資料2により、補足説明した。)

議 長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

竹本委員 今の許可、許認可方針の第11条の様式18号で報告するようになっていますが、これは、許可で獲った場合に限定されていて、許可でない自由漁業については資源管理方針か何かで様式が定まっています、そちらで報告するように分かれていますでしょうか。

三浦主査 はい、そのとおりです。この様式は許可漁業についての様式でして、この様式を使って報告してもらっても良いですが、漁業種類が許可ではない場合は、自由漁業とか、そういったものを書いて報告してもらうことをお願いしています。

竹本委員 報告対象はTAC魚種だけでしょうか。

三浦主査 はい、そうです。

川下委員 TAC魚種ですが、これが追加された場合、どのように周知されるのでしょうか。

三浦主査 周知は、県の資源管理方針というところで、委員会に諮問して、その後公示します。漁業者には漁協を通じて魚種が追加されたことを周知します。一般の方に対しては、ホームページで資源管理方針の中に追加されたということで、周知をしています。

松下委員 この許認可方針の新旧対照表によって、比べられた許可数が、概ね1つを除いては減少しているということですが、社会的な背景とすると、人口減少、あるいは高齢化によるものであって、必然的に生まれているものだという認識で良いのでしょうか。

三浦主査 はい、そうです。辞める方が多くて、それを引き継ぐ方が少ないため、許可の定数としては減っているという要因がございます。

松下委員 手続き的に適正にされているということは、報告されたと思いますが、これは県とすると、社会的な背景とすると望ましいこととは考えているわけではないですよ。減少すること自体は特に評価を加えるものではないのでしょうか。それとも望ましいものでないという認識なのでしょうか。

三浦主査 望ましいとは考えてはいませんが、許可の定数というのは実際にその許可を出す数ですので、減った数に対して要望の数が少なければ、余分な数を許可する見込みとして出すのは、好ましくないと考えています。定数としては結果的には減っているということになります。

松下委員 今言われたのは、手続き的な話で、許可が要望以上に増減すること自体が不適切だということをおっしゃっているんですね。ただ、社会的な背景として、この減少傾向ということについてはよろしくないという認識でしょうか。

三浦主査 新規就業者を増やすような取り組みはしていますが、新規就業者がどんどん増えるという状況でもないので、結果として増えていないというのは実際のところですよ。

松下委員 今おっしゃった対策というのは具体的にどういう対策ですか。

住吉次長 はい。県が水産の関係団体の方と一緒に、就業者を育成する団体を作っていました、そちらの方で短期研修や長期研修を募集し、そちらで就業希望のある方を例年

募集しております。そこで、その方がやりたい漁業があって、その漁業を教えてください。ださる組合があれば、そちらを紹介して、最長で約2年間ほど研修をしていただいて、就業していただくという、そういう取り組みをしております。

松下委員 それは全く今まで漁業に関係ない人も対象になるということですか。

住吉次長 そうです。国の施策自体が全く漁業をしていなかった、してない人に対する研修制度でありましたので、そのような形で対応しております。

議長 他にありませんか。なければ、採決に移ります。それでは、第12号議案 漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示については、原案のとおりで承認するということがよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 また、趣旨を逸脱しない範囲での字句の修正については、県に一任することよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第12号議案は、原案のとおり承認する旨を答申します。

**【第13号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について】**

議長 続いて、「第13号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について」を上程します。事務局から説明してください。

住吉次長 (議案内容により、第13号議の提案理由を説明した。【提案内容は事務局から説明する旨発言】)

房尾技師 (一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について、資料3により、説明した。)

議長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

濱松委員 今、説明があったとおりで、私も現役でまだやっていますが、これが施行されてからトラブルがありません。現行のまま施行したら良いと思います。

議長 他にありませんか。なければ、採決に移ります。第13号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について、原案のとおりで承認するということがよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第13号議案は、原案のとおり指示することといたします。

**【第14号議案 まきえ釣りの委員会指示について】**

議長 続いて、「第14号議案 まきえ釣りの委員会指示について」を上程します。事務局から説明してください。

住吉次長 (議案内容により、第14号議の提案理由を説明した。【提案内容は事務局から説

明する旨発言】)

- 房尾技師 (まきえ釣りの委員会指示について、資料4により、説明した。)
- 議 長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。
- 竹本委員 区域の期間が、7月10日から9月30日と、8月に出して、切れてしまっているということでしょうか。
- 房尾技師 毎年同様の期間で切れ目のないように指示を発出しております。
- 松下委員 この指示の法的な性格というのは、これは、1年ごとに更新していくということですよ。
- 房尾技師 はい。今のところは、1年間を予定しています。
- 松下委員 先ほどの話もそうですが、基本的にそうすると、一般的な法律と違って、継続的、永続的に規制をするというものではないということですよ。そうすると、今現状がどうかという話ではなくて、この指示を解除するというのは、具体的にどういう場合に解除されるかっていうのは想定されているものがありますか。私が言いたいのは、一般的に継続的に永続的に規制をするというのは、法規制があって、法律や条例などの改正については、原則としては、議会の手続きとかを経て改正されるということでしょうから、改正されるということは想定されていないと思いますが、この指示というものは1年ごとに更新されていくということですよ。そうすると、永続的にそれを規制していくというものは本来ないということですよ。性質としてですよ。そうすると、これは、どういう場合に解除されるかということが、想定されているものがあるのでしょうか。
- 住吉次長 今回の段階で、こちらの2つの指示を、何か法的なものとする予定ではないのですが、資料3で説明させていただいた一枚建刺し網の指示につきましては、最初指示であったものを、その後、許可の条件の方に付け加えるということで、委員会指示自体なくして、こちらの方で許可の方針の方に盛り込んだという、そういう手続きもありますので、そういう段階を経て、委員会指示を違う形で制限していくような手続きはあります。ただ、この2つの指示について、今具体的に検討できているかという、そこまでは検討ができておりません。
- 松下委員 今言われたのは、技術的に指示から許可の条件に変わったということがあったということをおっしゃっているんですよ。規制の緩和という方向でやっているということでしょうか。
- 住吉次長 緩和ではありません。毎回指示を出すことでなく、ある一定程度の周知ができたということで、刺し網は、許可の方に加えていったということです。
- 松下委員 立法事実ではないですが、指示の事実、背景的な事実があったという前提で、一般性に高めたということですか。この指示が、また一般性のあるものの規範の方に高められるという方向もあるということですよ。

住吉次長 はい。

議長 他にありませんか。なければ、採決に移ります。それでは、第14号議案 まきえ釣りの委員会指示について、原案のとおりで承認するというところでよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第14号議案は、原案のとおり指示することといたします。

## (2) 報告事項

### 【山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について】

議長 続いて協議事項に移ります。「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」を事務局から説明してください。

住吉次長 (資料5により、山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について報告した。)

議長 ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

住吉次長 山口県の入漁協定について、もう1つ報告したい事項がございます。この入漁につきましては、昨年、北田会長から呉豊島漁協からの希望者が少なくなっているということでご相談がございました。今年度になって、もう一度、北田会長に内容を確認させていただいたところ、次年度以降につきましては、入漁を一旦休止したいとのご回答がありました。そのため、今回の連合海区委員会の終了後に、山口県の担当の方と、次年度以降の入漁の委員会の開催について協議させていただきました。協議の結果、来年度、もし入漁希望がなかった場合でも、令和8年度は連合海区を開催し、その際に、広島海区から入漁希望がないということを申し入れしていただいて、連合海区を休止するような手続きをとってはどうかという結果となりました。来年度の連合海区はWebで開催する予定となっております。

議長 ありがとうございます。まあそういうことで、これは連合委員会でも、呉豊島漁協だけのことで大変申し訳ありませんが、事務局同士の話で、結果またどうなるかわかりませんが、ご迷惑かけると思います。よろしく願いいたします。他にありませんか。

長船委員 その他のところで発言しようと思っていました。お願いがあります。先ほど松下委員がいろいろ意見を言われた中で、結局、新規参入がなかなかうまくいかないのは、根本的に魚が獲れないからだと思えます。また今年は特に魚が獲れない上に単価が安いです。その中で、私たちの組合は、広島市場と、呉市場の仕切書だけで判断しています。そうすると結構厳しい状況になってきて、組合員数がこの2・3年で激減するのではないかと危惧しております。片野歩さんが最近いろいろ意見を言われている中で、1988年ぐらいが日本の水産漁獲量のピークで、それから一方的に減っていき、それと併せて、かきの方も、その時期からだんだんできなくなり

ました。それがちょうど東部浄化センター等あらゆる下水道が高度化処理されていき、窒素・リンを削除しています。そういう中で、窒素・リンがなくなったので最近の漁獲量というのは、1988年ぐらいを100とすると、大体30%ぐらいまで、70%ぐらい落ちています。これは乱獲だけの問題ではないと思います。やはり窒素・リンがないため、植物性プランクトン、動物性プランクトンが発生しにくく、イワシも出ません。そして、有機体窒素がヘドロの中に入るのが少なく、シャコ、エビ、カニ、タコ、アサリ、全てがいなくなっています。こういうものを改善するのが、委員会の仕事ではないかと思います。要は、新規就業者を求め、子供にやらせたい仕事にしないとイケません。子供が当然継ぐような仕事です。それが1988年からずっと下がっていき、新規参入をさせるという考え方自体が信じられません。子供が手を挙げてやらしてくれという状態にするのが仕事だと思います。子供なら少々我慢してやりますが、他人が何で儲からない仕事をするのかと思います。何が言いたいかというと、かきの方ですと、下水道管理運転を早くやってくれるようお願いしていて、廿日市浄化センター、西部浄化センターから始めています。でも効果があまりないです。やはり、もう少し数値を高くするような形で、漁船漁業の人からも意見を出していただいて、とにかく有機体窒素をヘドロの中に混ぜていただいて、植物性プランクトン、動物性プランクトンを増やしていただく。そうすると、最初に増えるのはイワシです。イワシが増えないことには魚は獲れません。そういうことを、こういう委員会の中で、お願いしていただきたいです。もう2年も実験して、それでも効果があまりない。なおかつ、漁船の漁労者はとにかく情けない話ばかりします。これでは生活ができません。そういうのをもう20年前に瀬戸法が行き過ぎた規制はダメだと言ったのですが、それがやっと2年前に下水道管理運転が解除されました。それもわずかです。やはり、こういう漁業者の代表の方が集まった中で、広島県の全体として下水道管理運転というものをたった2か所ではなく、大竹から福山までの下水道も緩和してもらわないと、絶対に漁業が衰退する一方で無くなるだけです。やはりぜひ、お願いをしてもらいたいと思います。もう1件が、いわしの操業時間です。これはいわしの関係団体だけで立てられたわけです。一般組合員が全然知らないうちに操業時間が変わったので、結果的に、夜明けから餌となるいわしが集まるため、操業時間が2時間ぐらい増えるということで、それでも今年いわしがちょっと少ないとか、それに輪をかけて漁船漁業の方も獲れなくなりました。いわしの操業時間というものに対して、もう一度広島県全部に周知して、本当にこの時間帯で良いのかということを再度聞いていただきたいです。以上です。

樋口委員 いわしの操業時間は、長くなっていないと思うのですが。

三浦主査 いわし網の操業時間の件ですが、長船委員が言われたのは、いわし網の1月から2月の操業時間を、かき養殖業との調整として改正したものです。夜明け前の暗い時間にいわし網の船とかき養殖の漁船の衝突事故があったということを契機に見直

しが検討されまして、改正前4時から10時で6時間であったものを、改正後は7時から12時の5時間ということで、1時間少なくなっております。

長船委員 結局長くなったというのは、日の出からです。日の出からの操業が長くなったということです。実際、日の出にいわしが集まって、それで急に獲れるという時間帯です。日の出までは獲れない時間ということで、ちょっと語弊があるような言い方をしたのですが、日の出からの時間が長くなったので、ほかの魚種にもかなり影響が出ているということです。

三浦主査 確かに日の出からの時間というのは長くなっていますが、やはり元々の問題というのが、かき養殖業といわし網漁業との操業調整ということで、実際に夜明け前から6時半ぐらいまでの間に、いわし網がかき筏の近くを操業すると、かき筏の近くで作業している人が波などの影響で危険であるということで、主には広島湾のいわし網漁業者や協議会、かき養殖業の方との操業調整により改正したという経緯でございます。その後、他の漁業種類の方から、今おっしゃったような、相談なく改正されたという不満があるというのを聞いていますが、具体的な操業上のトラブルが出たというようなことまでは聞いておりません。中身としては、今まで10時までの操業だったのが12時まで、なぜ操業できるようになったかというような話であったと思います。県としましては、そういった漁船漁業の不満があるということも、承知はしていますが、いわし網業者とかき養殖業の操業調整のために必要な改正であったと考えておりますので、現在のところは、今の改正内容で継続するよう考えております。

長船委員 事故があったから事故を防ぐのに明るいうちが良いということなのでしょうが、結局、運搬船などの無謀な運転を防止することが第一だと思います。運搬船について、何か縛りがあれば良いのではないのでしょうか。その結果、漁船漁業の方から、これで魚が輪をかけて獲れないようになったという話を聞いています。それで、先ほどのことですが、やはり、農業だと餌がなければ肥料を撒く、海だと窒素・リンが必要なのです。海に対して餌を撒くということの発想をどうして否定するのか、どうして受け入れて貰えないのか理解できません。いわしが従来どおり、短期間で儲けられるような状態にするには、どうしても下水道とか、色々なところの餌、窒素・リンを出すということで、食物連鎖が途切れているのを復活させるということが、一番の後継者を増やすことや漁船漁業の方の生活が成り立つことに繋がると思っています。

横内課長 水産資源の減少に伴う漁獲量の減少につきましては、長船委員が言われるように、資源に対して漁獲圧が強いことだけではなくて、漁場環境の変化も、それには当然、栄養塩の減少も含まれますし、そういう様々な要因が働いて、これだけ魚が獲れなくなっていると県としても考えております。それに対して、以前から取り組んできた栽培漁業とか漁場造成に加えまして、近年では海底耕うん、それから栄養塩の下

水道の緩和運転の実証試験にも取り組んでおりまして、令和5年には、2か所で昨年1か所加えて、今年は東部で1か所、全部で4か所、実施を予定しております。それを受けまして、令和8年度以降、県域を対象とした栄養塩管理計画を策定して、とにかくできるだけ多くの下水道事業者に参加していただいて、栄養塩を増やしていくような取り組みをできたらと考えて、現在取り組んでいるところでありますので、ご理解いただければと思います。

長船委員 結局それが理解出来ないの言っているのです。岡山県、兵庫県では先行してずっとやっているのに、広島県でやっと2年前からやり始めたことがすごく遅いと思います。その間に、生活が出来ないので漁民が毎日毎日辞めていて、すごく組合員が減っています。とにかく生活できるような形の方向性を示していくには、希望を持てるような形の政策というものを提示していただきたいです。2年の実験で十分ではないでしょうか。

横内課長 栄養塩管理計画の策定につきましては、環境部局の方で作るようになっておりまして、そちらの方と話をしながら進めているところでございます。他県につきましては、基本的に栄養塩と直結するノリを対象にしておりますが、広島県の場合はかきを対象に、栄養塩がどのようにかきに影響を及ぼすかというようなことを調べておりますので、少し時間がかかっているところではございますが、そのあたりもご理解いただければと思います。

長船委員 かきだけではなく魚が獲れないという問題が今、表面化しています。魚が獲れないというのが栄養塩と関係がないと言えるのでしょうか。

横内課長 先ほどから言っているように、当然そういうことも魚が減っている要因だと考えております。

長船委員 考えているなら、それも含めて早期に全面的にやらないといけないと思うので、動いてほしいということです。

横内課長 それもありまして、令和8年度から栄養塩管理計画の策定に取り組んでまいりたいという方向で進めているところでございます。

松下委員 今の議論の中で、工場の排水規制の緩和と、漁獲の増加というのは因果関係があるという認識で、そういう前提もあるということは理解されているということですか。

横内課長 工場からの栄養塩の排水の供給につきましては、広島県の場合、今そこまでは考えておりません。ただ、兵庫県の場合は、一部そういう取り組みも含めた栄養塩の管理計画になっていると承知しております。

松下委員 長船さんが言われている話と、県の認識は違うという事でしょうか。彼は、工場の排水で有機リンとかの排水の部分が漁獲量の増加に繋がるのではないかといった事を言われていると思うのですが、それが今、県としてはどのような認識なのかという事を私は質問しました。

横内課長 長船さんが言われているのは、工場の話ではないと思うのですが。

長船委員 工場ではないです。言っているのは窒素・リンの話で下水道の方で規制が掛かっているからという話です。

松下委員 私が言葉を間違っていました、下水です。工場ではなくて、私の認識も下水だったのですが、その下水の有機リンの規制の緩和と漁獲量の増加というものについては、一定の因果関係があるという認識なのでしょうか。工場の話は全て撤回です。

横内課長 今そういうところについて調査しているところで、対象はかきの生育に特化していますが、今出ている令和5年度の結果からすると、そういう相関関係がある、つまり因果関係があるという結果が出ております。

長船委員 岡山県の岡東浄化センターの報告書では、いかなごとの密接な関係があると書いております。

松下委員 逆にそれは、弊害があるとしたらどういう弊害なのですか。下水の規制について、今、緩和すべきだとおっしゃっていますが、緩和することによって弊害がどういうものがあるかって具体的にどういうことですか。

横内課長 高度成長期の時代などは、そういう栄養塩を海にたくさん流すことで、化学的酸素要求量が増えて、海域が貧酸素化する。その有機物の分解で酸素を使ってしまって、海で魚が住めなくなるというような状況が出てきたので、あまり多くの栄養塩を流さないというような規制になったのだと理解しています。さらには、N(窒素)とP(リン)を沢山流すことで、例えば赤潮が発生して、養殖海域で魚が多く死ぬとか、そういうような事例も高度成長期のときには多くあったと認識しております。

松下委員 そうすると、やはり程度の問題ということですか。

横内課長 そうということです。

長船委員 今の漁獲が減ったというのは養殖業で、漁船漁業はずっと増えていきました。養殖業は先ほど出た赤潮で死にましたが、これは結局、そこで餌を撒くということ自体が、赤潮が発生する大きい要因となっています。ですから今、環境保全課の方がいまだに赤潮があると言ったら、大概、阿多田沖です。阿多田沖はどうしても餌を撒くので、赤潮が出るのですが、それを東部浄化センターのせいだと言います。阿多田で撒くから阿多田で発生するのです。下水道と密接に因果関係があるとは思えないのに、環境保全課はそのように言っています。窒素・リンを増やしたらイカナゴがまた増えてきたという報告書があるように、イワシがすぐ復活、すぐと言ったら語弊があるかもしれませんが、かなり効果が期待できると、広大の先生とかもよく言われています。

樋口委員 ここ何年かイワシは増えているのではないのでしょうか。アジやサバはいませんが、ブリ等も増えています。

長船委員 一部を見ればそうかもしれませんが、一番多い時からデータの的には7割減っているのです。

樋口委員　　すぐはできないと言われているのでどうしようもないのではないのでしょうか。やってくれています。やってくれてはいますが、もう少しスピードアップしてくれということなので、来年からということなので、いまデータ集めをしているということですから。

議　　長　　県も今、一所懸命頑張ってくれています。

箱崎委員　　海水温の加減もあるでしょう。

長船委員　　人間にできることはそれくらいしかありません。海水温を下げることはできません。人間ができることは限られているので、人間が出来ることをやって欲しいと言っているのです。

樋口委員　　今やって、データを集めてやっていきたいと思います。

議　　長　　県も無視している訳ではありません。来年から一所懸命頑張ると言っているので待ちましょう。よろしいですか。

議　　長　　無いようですので、これをもちまして、第 503 回広島海区漁業調整委員会を終了します。長時間に渡り、慎重審議をしていただきありがとうございました。

( 1 4 時 0 8 分閉会)